

阿賀野市消防本部障がい者活躍推進計画

機関名	阿賀野市消防本部
任命権者	阿賀野市消防長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）
阿賀野市消防本部における障がい者雇用に関する課題	阿賀野市消防本部は職員定数が 8 6 人で、そのほとんどが「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 3 8 条に規定する除外職員である消防吏員で構成されており、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 そのため、これまで組織的な体制整備は特段行っていなかった
目標	
① 採用に関する目標	消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難であるが、在籍している職員に対して、障がい者雇用に関する知識（障がい特性を含む）を付与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解を図ることとする。 【評価方法】「障害者雇用推進者」である消防本部総務課長が、年 1 回実施状況を点検し、任命権者である消防長に報告する。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○「障害者雇用推進者」として消防本部総務課長を選任する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者である職員や中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）から従来の業務遂行が困難となったなどの相談があった場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、所属長による面談を通じて必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。